

「国保年金保険料の免除制度」

国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めることになっていますが、その間には、経済的な理由でどうしても保険料を納められなくなることも考えられます。このような場合、本人の申請により承認されれば保険料の納付が免除される制度があります。これを「申請免除」といいます。

注) なお、保険料の免除を受けるためには、被保険者本人だけでなく、配偶者・世帯主それぞれの所得も対象となります。ただし、前年所得を申告されていない場合は、免除の該当になりません。

20歳代のかたは、本人(配偶者を含む)の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料が猶予されます。(これまでは、所得が一定額以上の世帯主親など)と同居している場合には保険料免除の対象とはなりませんでした。

また仮に障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の未納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この免除制度の承認を受けている期間は、未納の扱いとはなりませんので万一の時にも安心です。

免除される期間は、翌年の6月までとなります。免除された期間の年金額は、老齢基礎年金を受けるための期間として計算されますが年金額は次のようになります。

全額免除 保険料を全額納めた場合の3分の1
 半額免除 保険料を全額納めた場合の3分の2
 (ただし、残りの半額分の保険料を納めた場合に限ります。)
 納付猶予 年金額には反映しません
 免除(猶予) 申請をされるかたは、市役所市民生活課まで申請してください。
 必要なもの 印鑑、(失業した場合は離職票のコピー)

「特別障害給付金制度」

この制度は、国民年金への加入が任意だったために加入せず障害を負い、障害基礎年金を受けられない人に特別障害給付金を支給するものです。

対象者は、平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生、昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金等に加入していたかたの配偶者で、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にあるかたです。

給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からとなりますので、給付金を請求されるかたは、早急に請求の手続きを行ってください。

国民年金の問合せ先
 福井社会保険事務所 福井厚生年金会館裏
 0776-2311002
 福井年金相談センター(福井放送会館6階)
 0776-214165

勝山市職員採用試験の案内

平成17年度勝山市職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

試験区分と採用予定人員

- 一般職
- 事務 1人
- 土木 1人
- 消防 1人

採用予定人員は変更になる場合があります。

受験資格 下表のとおり。

受付期間 7月25日(月)～8月25日(木) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

申込方法 市役所交付の「試験申込書」に必要事項を記入のうえ、秘書・広報課へ提出してください。郵便で「試験申込書」を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書きしてください。その際、返信用封筒(120円)を貼付し宛先に宛先を明記した角2号封筒(33cm×24cm)を必ず同封してください。

第一次試験日 9月18日(日)

午前9時から

ところ 教育会館

内容 教養試験(公務員として必要な知識についての択一式の筆記試験)

試験区分および採用予定人員

試験区分	受験資格、要件(学歴は問わない)		性別
	資格、免許等	生年月日	
事務	問わない		男女を問わない
土木	土木に関する専門技術を有する者または平成18年3月31日までにその知識の習得が見込まれる者	(下記の期間に生まれた者) 昭和52年4月2日 ～ 昭和63年4月1日	
消防	普通自動車運転免許を有する者または平成18年3月31日までにその免許の取得が見込まれる者		

成年被後見人、被保佐人、そのほか欠格事項に該当するかたは受験できません。

第2次試験については、第1次試験合格者に対して通知します。
 申請 91118501
 勝山市元町1丁目1-1
 勝山市市長公室秘書・広報課職員グループ(内線216)



国民文化祭・ふくい2005 News

ITセミナー開催中

6月1日から毎週、奥越地域地域産業振興センター内でITセミナーが開催されています。これは、静止画や動画、音楽、CGの編集方法などを学び、10月30日のIT文化フェスティバル本番で制作した作品を発表してもらつたものです。

現在、市民を中心に、10グループの参加者が、およそ週2回の実技を行っています。

6月は講師による各技術の指導が行われましたが、参加者のほとんどが初めて触れるソフトに四苦八苦しながら、さまざまな分野に熱心に取り組んでいました。

7月からは、自主制作を中心に構想を練って作品を仕上げていきます。



ITセミナー(静止画編集)の様子

恐竜ミュージカル練習に熱

昨年11月に国民文化祭プレ大会で好評を得た恐竜ミュージカルが、今年の10月29日の本番にスケールアップして帰ってきます。

6月18日には、勝山市中学校連合音楽祭に賛助出演して、大きな拍手を受けました。

制作スタッフは昨年と同様、振付は坪田律子先生、歌唱指導は松村勇先生にお願いしています。

歌やダンスはもちろん、脚本もより楽しい内容に変更されています。また、出演者も増え、現在、土曜日に市民会館で練習をしています。これから本番に向け、ますます厳しい練習を積んで、感動を与える上演をめざします。



坪田先生から指導を受ける出演者

文化課(内線471)

高年齢受給者証(国保)、老人医療受給者証をお持ちのかたへ

毎年8月1日で、前年度の所得に応じて負担区分の見直しを行います。医療機関での一部負担金の割合は、*一定以上所得者は2割で、一般の方は1割となります。[*一定以上所得者 前年度の課税所得(各種控除後)が年額145万円以上の70歳以上のかたまたは老人医療対象者、および同じ世帯の70歳以上のかたまたは老人医療対象者。ただし、その世帯の上記該当者の年収が合計621万円未満(該当者が1人の世帯では年収484万円未満)の場合は、申請により1割負担となります。]

「国民健康保険 高年齢受給者証」(茶色)をお持ちのかたへ
 有効期限が、平成17年7月31日となっています。新証は、7月下旬に郵送させていただきます。

「老人医療受給者証」(白色)をお持ちのかたへ
 負担区分が変更になった場合のみ、新証を7月下旬に郵送させていただきます。

入院されているかた(入院される予定のあるかた)へ

市民税非課税世帯で、国民健康保険加入のかた、および老人医療に該当するかたは、入院中の一日当たりの食事代が減額されます。(70歳以上および老人医療対象者のかたは、入院中の一部負担金についても減額されます。)該当するかたは、申請をしてください。申請すると「標準負担額減額認定証」(70歳以上または老人医療対象者のかたは「限度額適用・標準負担額減額認定証」)が交付されます。

区分	入院時の一日当たりの食事代(標準負担額)
一定以上所得者・一般の被保険者	780円
市民税非課税世帯 90日までの入院	650円
(低所得 *1) 過去12か月で90日を超える入院	500円
市民税非課税世帯(低所得)*2	300円

*1 同一世帯の世帯主と国保被保険者が市民税非課税のかた。ただし、老人医療に該当する場合は、世帯全員が市民税非課税のかた。
 *2 市民税非課税世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たないかた。

申請の方法
 申請をした月の初日からの対象となります。該当するかたは、下記のものを持参してお早めに手続きをしてください。すでに、認定証をお持ちのかたは、有効期限が7月31日までとなっています。引き続き入院される場合は、更新の手続きが必要です。

必要なもの(申請用紙は市役所にあります)
 保険証
 医療機関の領収書
 (入院中のかた)

